

○草津市附属機関設置条例（関係箇所抜粋版）

平成 25 年 3 月 29 日

条例第 3 号

改正 平成 25 年 6 月 30 日 条例第 23 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第 2 条 市は、市長の附属機関として別表第 1 の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第 2 の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

（組織）

第 3 条 附属機関の委員の定数は、別表第 1 および別表第 2 の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 6 月 30 日 条例第 23 号）

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項関係）

名称	担任事務	定数
草津市行政経営改革推進委員会	行政経営改革に関する計画の策定および行政経営改革の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10 人以内

○草津市附属機関運営規則（関係箇所抜粋版）

平成25年4月1日

規則第35号

改正 平成25年7月1日規則第48号

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

（附属機関の会議）

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織（以下「分科会等」という。）を置き、担任事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市一般職員懲戒審査委員会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、これを廃止する。

(1) 草津市一般職員懲戒審査委員会規則（昭和57年草津市規則第29号）

(2) 草津市一般職員分限審査委員会規則（平成23年草津市規則第32号）

(任期の特例)

3 第3条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から市長が別に定める日までとする。

付 則（平成25年7月1日規則第48号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表第1（第2条、第10条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市行政経営改革推進委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 地縁団体から選出された者 (3) 市民公益活動団体から選出された者 (4) 市内の事業者から選出された者 (5) その他市長が必要と認める者	総合政策部経営戦略課